



令和 7 年度

いじめ防止基本方針

富士見市立本郷中学校

令和 7 年 3 月改訂

目次

0	はじめに	P 1
1	いじめ防止の基本理念	P 1
2	いじめの禁止	P 2
3	いじめの定義	P 2
4	いじめ防止等のための基本的方針及び取組	P 2
	(1) いじめ防止に関する基本方針	P 2
	(2) いじめ早期発見のための基本方針	P 3
	(3) いじめへの対応の基本方針	P 5
	(4) 本郷中いじめ防止対策委員会の設置	P 7
5	重大事態への対処	
	(1) 重大事態とは	P 7
	(2) 重大事態に対する基本方針	P 7
	(3) 重大事態の発生と調査	P 8
6	その他いじめ防止等のための重要事項	
	(1) 学校基本方針の見直し	P 9
	(2) 年間計画	P 9
7	「いじめ防止対策委員会」運営規程	P 1 1

富士見市立本郷中学校いじめ防止基本方針

0 はじめに

平成23年に滋賀県大津市で中学2年生がいじめを原因に自殺をした。この事件は世間に衝撃をあたえ、あらためていじめ問題が社会全体で取り組むべき、喫緊の課題であることが提起された。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、絶対に許されるものではない。このような考えのもと、国では「いじめ防止対策推進法」を平成25年6月28日に施行し、9月28日に公布した。この法律は、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に進めるために、県・市・学校が行うべきことをそれぞれ定めている。そのなかで学校は、いじめ問題の行動指針となる「いじめ防止基本方針」を全職員共通理解のもと作成することが義務付けられた。これを受け本郷中学校では、ここに「本郷中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

この「いじめ防止基本方針」は、主にいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応に関する行動指針からなっている。本校職員はこの指針に則り日々の教育活動のなかでいじめの防止を図るとともに、いじめは絶対に許さないという姿勢を生徒に示し続ける。

また、いじめの防止のためには、学校、家庭、地域がより一層連携していくことが重要である。この基本方針はそのための要になるものでもあり、いじめ防止のための三位一体となった取り組みをさらに推進し、いじめの根絶を実現し、生徒一人一人の人権が保障される学校にしなければならない。

1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを根絶する対策を講じなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように育まなければならない。さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第4条）

いじめによる自殺が発生している現状がある。なんとしてもこのような悲劇を起こさないように努力しなければならない。また、自殺に至らないまでも、いじめは身体的・心理的な苦痛を与え、その人の人生にも大きな影響を与えている。いじめは、人権侵害であり、犯罪であり、許すことのできないものである。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

（1） **いじめの態様**（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

- ① 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

4 いじめの防止等のための基本の方針及び取組

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

「いじめ防止対策推進法 第13条」

（1）いじめ防止に関する基本方針

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、生徒一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立を図る。

- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努める。

- ・道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、教育活動全体を通して「いじめは許されないことである」という認識を生徒が持つように指導する。

- ・見て見ぬふりをすることも、「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。

①いじめの防止に関する取組

- ・すべての生徒がいじめの当事者になり得るという認識のもと、全生徒を対象にする。
- ・いじめは許さないという教師の姿勢と、いじめを生み出さない学校風土の醸成に努める。
- ・規律ある学習環境を前提とした授業作りを進め、生徒の自尊感情を育てる基盤とする。
- ・生徒と生徒、教師と生徒、教師と保護者が自己開示を基とした共感的な人間関係の構築を図る。

②道徳教育の充実について【第15条第1項】

- ・年間指導計画に沿い、特別の教科 道徳の授業時間を確保する。年に数回、学年で統一した指導案を作成し、授業を行い、より多様な考え方に触れ、認め合う機会を作る。また、人権教育や特別活動と連動した授業を展開し、道徳的实践力を高める。
- ・人間関係作りの能力を高めるために、年間指導計画の中で、モラルスキルトレーニングを行う。内面的な道徳性を養い、理解した価値を行動に移す意欲を高める。
- ・富士見市独自の道徳教材を積極的に活用し、市と連携していじめ防止に取り組む。

③体験活動の充実について【第15条第1項】

- ・体育祭や合唱コンクールを通して、他人と協力することの大切さを学び、お互いを高め合い、尊重できる集団の中で豊かな心を育む。また、行事ごとに振り返りを通して、お互いの良さに気付き、自分との違いを認めることのできる個を育てる。

④児童生徒が主体的に行う活動及び支援について【第15条第2項】

- ・生徒会本部役員、学年委員が主体的な活動を展開し、学年の行事などを運営し、望ましい人間関係を築きながら、主体的に問題意識をもって課題を解決する力をつけさせる。

(2) いじめ早期発見のための基本方針

- ・早期発見のためには、日頃から教職員と生徒、保護者との信頼関係を構築することが基本である。

- ・いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。
- ・いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。

①いじめ防止を目的とした啓発活動について【第15条第2項】

- ・計画的に人権教育（人権作文、人権を扱った道徳）を実施し、人権意識の向上を図る。
- ・いじめ防止に関わるリーフレットを活用し、委員会の生徒が中心となつての読み合わせを行う。

②保護者及び地域住民その他の関係者との連携【第15条第2項】

- ・保護者会等でいじめの実態や指導方針の情報を提供する。
- ・保護者会等で情報モラルに関する情報や指導方針の情報を提供する。
- ・保護者会等で子どもとの関わり方やコミュニケーションの取り方を学ぶ機会を持つ。
- ・学校公開日を設定周知し、参観を呼びかけ、開かれた学校を作る。
- ・年3回のネットワーク連絡会を開催する。
- ・教職員はPTA活動に積極的に参加し、懇親を深め日常的な意思疎通に努める。（学校応援団による地域、生徒の見守り活動等）

③計画的な教職員の研修の実施について【第18条第2項】

- ・年度当初に生徒指導方針、マニュアル、いじめ防止基本方針を全教員で確認する。
- ・夏休みの研修で「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」を活用していじめ防止のための生徒指導体制の見直しを行う。
- ・生徒指導の研修を計画的に実施する。

④インターネットによるいじめへの対応について【第19条第1項】

- ・保護者会等で情報モラルに関する情報や指導方針の情報を提供する。また、家庭での携帯電話の使用に関する話し合いを呼び掛け、フィルタリングの設定を呼びかける。
- ・計画的なネットモラル教育の推進する。
- ・「ネットの安全利用のルール」の全校集会で周知し、クラス掲示や保護者会等で活用する。
- ・携帯電話、スマートフォン等を校内に持ち込ませない。

⑤いじめの早期発見に関する取組

- ・ささいな兆候も、軽視せず積極的に認知する。
- ・日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の示す危険信号を見逃さないようにアンテナを高く持ち、定期的にアンケートを実施する。

⑥定期的な調査等について【第16条第1項】・

- ・1学期と2学期に生活、悩みアンケートを実施する。(回収方法に留意する)
- ・2者面談、3者面談の充実、日々の生活の中で積極的に個別相談を行う。

⑦児童生徒、保護者、教職員が相談できる体制整備について【第16条第2、3項】

- ・ふれあい相談員、スクールカウンセラーと連携し、相談体制を確立する。
- ・市の相談室やスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。
- ・「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知を図る。
- ・調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を絶えず見直し、生徒が教職員に相談しやすい関係づくりに努める。

(3) いじめへの対応の基本方針

- ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害者生徒を守るとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。

①いじめを受けた児童の教育を受ける権利、擁護する体制について【第16条第4項】

- ・校内の教育相談部と相談室と連携する。
- ・ふれあい相談員、スクールカウンセラーと連携する。
- ・市の相談室との連携体制を図る。
- ・いじめられた生徒の権利を守るという全教員の共通理解のもと行動する。

②いじめへの対処に関する取組

- ・いじめの情報や事実を一人で抱え込まず、すぐに報告し、組織として判断し、実行する。
- ・いじめられている生徒の生命又は身体の安全確保を第一に判断する。
- ・いじめを受けた生徒とその保護者、いじめを行った生徒と保護者を対応の範囲と限定せず、学校全体の問題として対応する。

③いじめの通報等の義務について【第23条第1項】

- ・いじめを発見した教職員はいじめ防止対策委員会の担当教員および管理職に直ちに報告し、情報を共有する。

④いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について【第23条第2項】

- ・被害、加害生徒への今後の指導の見通しを立てたうえで、関係生徒から事情を聴き取りいじめの事実の有無の確認を行った後、管理職が被害、加害生徒の保護者に連絡するとともに教育委員会に報告する。

⑤いじめの確認があった場合、いじめをやめさせ、再発防止のため関係機関の協力を得て、いじめを受けた生徒等とその保護者への支援、いじめを行った生徒等への指導とその保護者への助言について【第23条第3項】

※いじめられた生徒への支援

- ・秘密を守ること、必ず守り抜くことを約束しながら話し合う。
- ・いじめの事実を把握し、つらさや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ・不安を除去し、安全確保に努め、自信回復への積極的支援を行う。
- ・大人に相談することの重要性を伝え、相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る。

※いじめられた生徒の保護者への支援

- ・学校の指導方針を具体的に伝え、徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、誠実に対応する。また、その指導過程もこまめに伝える。
- ・定期的に家庭訪問や面談を行う。
- ・相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る。
- ・必要に応じて関係機関との連携を図る。

※いじめを行った生徒への指導

- ・いじめられた生徒の安全確保を第一に考え、場合によっては出席停止等の必要な措置をとる。
- ・いじめを完全にやめさせる。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを徹底して理解させる。
- ・人権と生命の尊さを理解させる。
- ・多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し、観察していく。
- ・学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、成就感を持たせ自己肯定感を育てる。
- ・本人のストレスや複雑な心の理解に努め、問題を繰り返さないように心の成長を促す
- ・相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る。
- ・必要に応じて関係機関との連携を図る。

※いじめを行った生徒の保護者への指導と支援

- ・いじめが法令にも定められた重大な人権問題であるということを確認し法令、自治体や学校の基本方針に則って対応することが求められている事案であることを説明する。
- ・学校として本基本方針に則って対応することを伝え、理解を求める。
- ・いじめの加害状況の共通理解と今後の対応への協力を得る。
- ・被害者への謝罪を促す。
- ・家庭教育の在り方について一緒に考え、具体的に助言する。
- ・相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る。

⑥いじめを受けた生徒等が安心して教育が受けられる措置について【第23条第4項】

- ・相談体制を充実させ、相談員やスクールカウンセラー、養護教諭との連携も図る。
- ・市の相談室やスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。
- ・必要に応じて、いじめを行った生徒に対して出席を停止する、別室指導をする等の措置をとる。

⑦いじめを受けた保護者といじめを行った保護者間で争いが起きないように、いじめの情報共有する措置について【第23条第5項】

- ・客観的な事実を両者に伝え、誤解を招かないようにする。
- ・学校で両者の話し合いの場を設け、いじめた生徒の謝罪、いじめられた生徒がいじめた生徒への報復の防止等を行う。
- ・必要に応じて、市の相談室やスクールソーシャルワーカーを交えて懇談を行う。

⑧いじめが犯罪行為の場合について【第23条第6項】

- ・いじめられている生徒の生命又は身体的安全確保を第一に判断し、教育委員会と相談し、警察との連携を図る。
- ・「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」P23の「いじめ加害・警察との連携」を判断の参考とする。

(4) 本郷中学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。(いじめ防止対策推進法 第22条)

- ・詳細はP11の「いじめ防止対策委員会」運営規程を参照。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条）

※教職員は「重大事態」の意味を共通理解しておく。

(2) 重大事態に対する基本方針

- ・法第28条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに市教育委員会へ事態発生について報告し指示を仰ぐ。
- ・市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。
- ・いじめをうけて重大事態に至ったという申し出が生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告にあたる。
- ・調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査であり、因果関係の特定を急ぐものではない。また、調査結果は市教育委員会へ報告する。

①いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・生徒が自殺を企図した、身体に重大な傷害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した場合など

②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
- ・「相当な期間」について、30日に達していなくても、連続して欠席している場合はこの目安にこだわらず学校の判断により迅速に調査に着手する。

(3) 重大事態の発生と調査

①重大事態の調査及び情報提供について【第28条第1、2項】

ア 調査を行う組織について

- ・校内のいじめ防止対策委員会を調査組織として、市の相談室やスクールソーシャルワーカー等を加え、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ・状況に応じて、警察、弁護士、医師、心理士等の参加を得て、学校主体の調査では十分に対応ができない場合には市教育委員会が主体となって調査を実施するよう依頼する。

イ 調査を実施するにあたっての配慮事項

- ・因果関係の特定のみにとらわれず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・学校の設置者や関係機関とより緊密に連携していく。

ウ いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合

- ・いじめた生徒への指導を行い、いじめを止めさせる。
- ・いじめられた生徒、情報を提供した生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

エ いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合（入院や自殺等）

- ・当該生徒、保護者の意見や要望を十分に聴取し、その心情を切実に受け止め、今後の調査について協議する。
- ・生徒が自殺した場合、在校生及びその保護者に対してできる限りの配慮と説明をする。
- ・生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すため市の相談室やスクールソーシャルワーカーの協力を得る。
- ・予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーに配慮した調査、対応を行う。
- ・報道機関への対応は、教育委員会の指導のもと管理職が当たる。
- ・「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」P56～P59を参考にそれぞれの立場における対応の指針とする。

②教育委員会への報告について【第30条第1項】

- ・当該報告書を校長の決裁のもと速やかに教育委員会に報告する。

6 その他いじめの防止等のための重要事項

(1) 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか検証し、必要に応じて見直しを図る。

(2) 年間計画

参考：学校いじめ防止基本方針に基づき、全教職員が取り組む予定の年間計画を添付する。

1 学期	・各学年、各教科、各委員会、各分掌におけるいじめ防止基本方針に沿った指導法等の確認 ・学校の決まり、生徒指導マニュアルの確認、いじめ対策に関わる共通理解（職員会議） ・人権標語、いじめ防止に関わる掲示物の作成、掲示。 ・学年集会等でいじめ防止等の指導 ・保護者に対してのいじめ問題の啓発やいじめ対策についての説明（保護者会、PTA 総会） ・行事を通した豊かな心の育成（入学式、新入生歓迎会） ・人権教育週間・悩み調査の実施・二者面談の実施・行事を通した豊かな心の育成（体育祭） ・薬物乱用防止教室の実施 ・学年学級経営案の検討（職員研修）・小中連絡会の実施 ・学校評価の実施・生徒及び保護者へ夏休みの過ごし方等の指導 ・行事を通した豊かな心の育成 ・地区懇談会の実施・家庭訪問、三者面談の実施 ・「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」を活用してのいじめ防止のための生徒指導体制の見直し（職員研修） ・教育相談アンケートの実施
2 学期	・人権標語、人権作文の作成・職員研修の実施（道徳または教育相談） ・職員研修の実施（道徳または教育相談） ・行事を通した豊かな心の育成（合唱コンクール学年を超えた取り組み） ・行事を通した豊かな心の育成・悩み調査の実施 ・三者面談の実施・職員研修の実施（道徳または教育相談） ・生徒及び保護者へ冬休みの過ごし方等の指導 ・教育相談アンケートの実施
3 学期	・学校評価の実施・悩みの調査 ・学校評価のまとめ・行事を通した豊かな心の育成（2 年生修学旅行） ・行事を通した豊かな心の育成（卒業を祝う会、卒業式） ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討 ・いじめ防止対策委員会の開催（学校いじめ防止基本方針の年間評価・改善検討） ・次年度「学校基本方針」の策定・生徒及び保護者へ春休みの過ごし方等の指導 ・教育相談アンケートの実施

※ 1 年間を通して、生徒指導部会、生徒指導委員会、職員会議の場で生徒の情報交換を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげる。

「いじめ防止対策委員会」運営規程

本校の「富士見市立本郷中学校いじめ防止基本方針」に従って設置される「いじめ防止対策委員会」について以下のように規程する。

1 委員会の目的

本委員会は、富士見市立本郷中学校いじめ防止基本方針に則って、「いじめ」の早期発見、早期対応、早期解決の中心となって活動するとともに、いじめに関する研修会の開催、いじめ防止のための生徒への一斉指導、いじめに関するアンケート調査の実施、いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営・総括等を担当する。

2 組織

本委員会は、常置委員と特別委員から構成され、生徒指導主任が委員長となり会を運営する。委員は以下の役職・担当とする。また必要に応じて、関係機関の担当者を委員に加える。

【常置委員】

- ①校長、②教頭、③教務主任、④生徒指導主任、⑤学年主任、⑥学年生活指導担当、⑦教育相談主任、⑧道徳教育主任、⑨特別活動主任、⑩ネットトラブルゼロ担当、⑪特別支援教育コーディネーター、⑫養護教諭

【特別委員】

- ①ふれあい相談員、②スクールカウンセラー

【関係機関】

- ① 富士見市教育相談室、②スクールソーシャルワーカー
- ③ 東入間警察署、④民生・主任児童委員、⑤本校 PTA

(1) 常置委員会

委員長が招集し学期に1回定期的に開催し年間計画に則って、いじめ対策について協議するとともに、いじめ防止対策の取り組みについて企画・調整し、実施の主体となる。

(2) 特別委員会

校長が招集し重大事態またはそれに準じる事案が発生した場合、臨時に開催される。主に、発生した事案に関して対応を検討し、解決に向けた取り組みを企画・実施する主体となる。

3 活動内容

本委員会が主体となって以下の取り組みを企画・実施・総括を行う。

- (1) いじめに関する全体研修会 …生徒指導主任
 - ・いじめに対する正しい理解と適切な対応について研修を行う。
 - ・年1回8月に実施
- (2) いじめ防止全校一斉授業 …道徳教育主任
 - ・いじめをしない、させない生徒の育成を目的とする。
 - ・年1回実施
 - ・道徳として実施
- (3) 「学校生活アンケート」 …教育相談主任担当
 - ・いじめの早期発見を目的とする。
 - ・年3回実施するとともに、必要に応じて臨時に実施する。
 - ・保護者アンケートを年1回実施
- (4) いじめ防止に向けた保護者との連携 …ネットトラブルゼロ担当
 - ・ネットいじめ対策「情報モラル教室」の実施
- (5) その他の活動
 - ①学校からの広報誌の発行 …生徒指導主任
 - ②生徒会のいじめゼロの取り組み …生徒会担当

＜参考＞本年度の計画

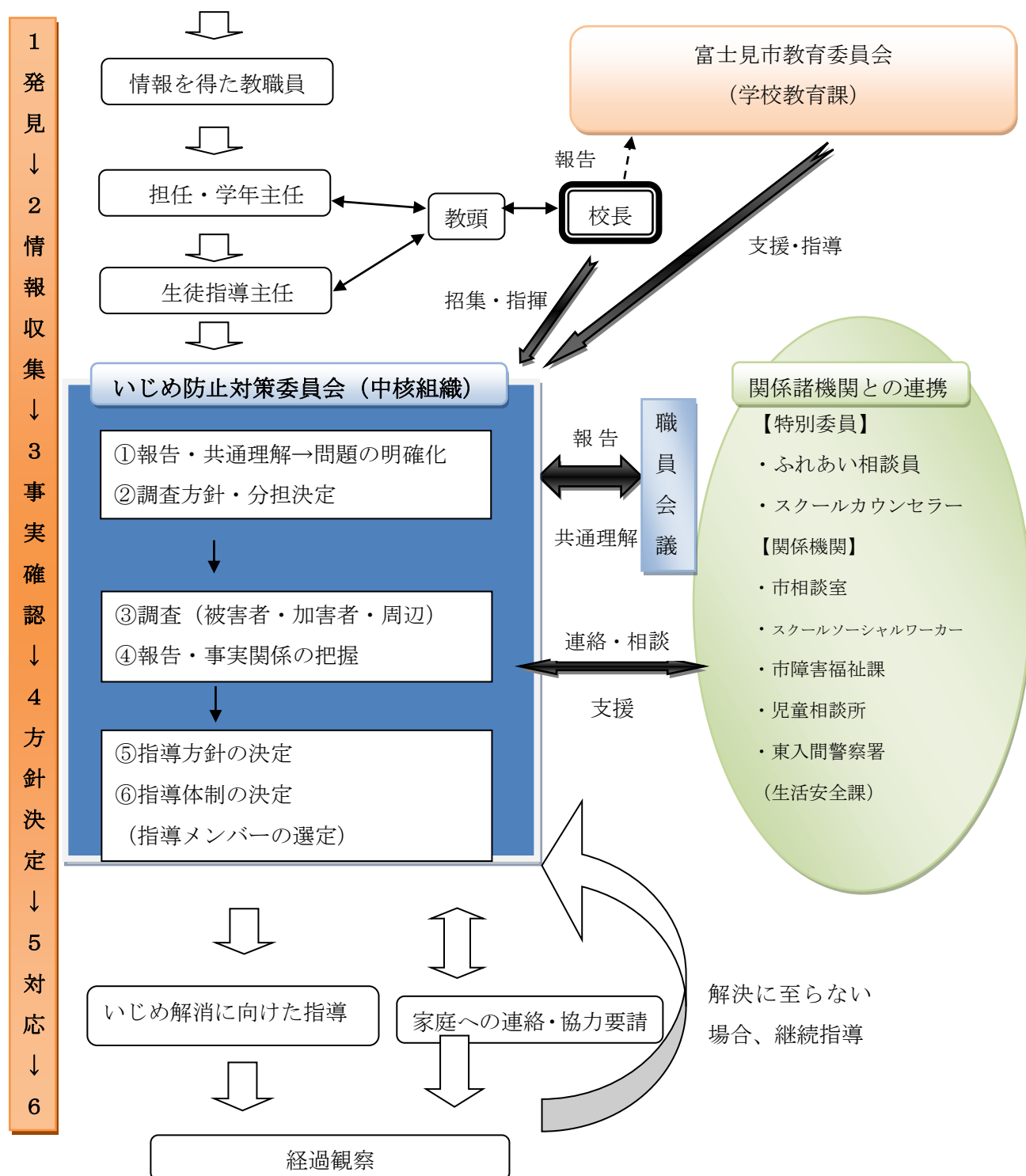
1 各取り組みの担当者（原案作成、提案）

内 容	実施日	担当分掌	提案者
第一回「学校生活アンケート」	一学期	教育相談部	
第二回「学校生活アンケート」	二学期	教育相談部	
第三回「学校生活アンケート」	三学期	教育相談部	
いじめに関する教職員の全体研修会	夏休み	生徒指導主任	
いじめ防止全校一斉授業	二学期	道徳担当	
ネットいじめ対策 情報モラル教室	二学期	ネットトラブル担当	

4 いじめ防止対策委員会を中核とした、いじめ対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に 報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。

日常の観察・アンケート・教育相談・周囲の児童生徒の訴え・保護者地域からの情報等



5 いじめ防止のための年間指導計画

月	職員会議等	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会)	具体的な取組	
			未然防止	早期発見
一 学 期	年度当初職員会議 職員会議（計画の提案） 学年保護者会（方針の説明）	第1回委員会 第2回委員会 集計・分析	学級開き (人間関係づくり)	
		第3回委員会		
		第4回委員会		hyper-QU
		第5回委員会	生徒指導だより (非行防止等)	三者面談
夏	職員研修			
二 学 期		第6回委員会		教育相談週間
		第7回委員会		
		集計・分析 第8回委員会	全校一斉道徳指導	全校三者面談
		第9回委員会	非行防止教室 情報モラル教室	
三 学 期		第10回委員会 集計・分析		教育相談週間
	職員会議 (方針の見直し等)	第11回委員会		hyper-QU
	学年保護者会	第12回委員会		